

タクシー運賃の改定について

(東京都 23 区・武蔵野市・三鷹市)

令和8年4月20日に出庫した車両より適用されます。

タクシー業界においては、利用される全ての方に対して、良質で安全な輸送サービスの提供に努めております。このたび、さらなる安心・安全かつ快適なサービスの維持・向上のための設備投資をはじめ、昨今の燃料費の高騰、さらには、タクシー乗務員の労働環境の改善および人材確保を踏まえて、国土交通省へ東京都23区・武蔵野市・三鷹市における運賃改定の要請を行いました。

本要請につきましては、令和8年3月19日付で国土交通省より、新たな公定幅運賃が公示され、**令和8年4月20日より**新運賃を実施させていただくこととなりましたので、ご案内申し上げます。

今後とも、より一層「安心・安全」な利用者サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

◆ 新運賃について【東京都 23区・武蔵野市・三鷹市】

○実施日：**令和8年4月20日(月)** 出庫の車両

<一般的な普通車の場合>

(現行)

公定幅運賃	初乗運賃	加算運賃	時間距離併用運賃 (時速 10km 以下で走行した場合)
運賃上限	1.096km500 円	255m ごと 100 円	1 分 35 秒ごと 100 円



(改定後)

公定幅運賃	初乗運賃	加算運賃	時間距離併用運賃 (時速 10km 以下で走行した場合)
運賃上限	1.0km 500 円	232m ごと 100 円	1 分 25 秒 ごと 100 円

* 上記運賃は、普通車の公定幅運賃の上限を選択した場合の運賃となります。

「注」東京都多摩地区(23 区・武蔵野市・三鷹市を除く)のタクシー料金につきましては、変更はございません。

◇問い合わせ先

一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 総務部 広報担当
〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8番13号 自動車会館6階
TEL 03-3264-8080 FAX 03-3221-7665 E-mail koho@taxi-tokyo.com